

高原町第 6 期障がい福祉計画  
高原町第 2 期障がい児福祉計画  
(令和 3 年度～令和 5 年度)

令和 3 年 3 月

高 原 町



## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画の背景.....	1
2 計画の根拠.....	1
3 計画の対象者.....	2
4 計画の期間.....	2
<b>第2章 障がい者を取り巻く状況</b> .....	<b>3</b>
1 総人口の推移.....	3
2 障がい者の状況.....	4
<b>第3章 第5期計画の実施状況</b> .....	<b>11</b>
1 成果目標の実施状況.....	11
2 活動指標の状況.....	13
<b>第4章 基本的理念等</b> .....	<b>15</b>
1 基本的理念.....	15
2 事業の全体像.....	17
3 サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方.....	19
<b>第5章 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標</b> .....	<b>21</b>
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	21
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	22
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	22
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	23
5 障がい児支援の提供体制の整備等.....	24
6 相談支援体制の充実・強化等.....	25
7 障がい児支援の提供体制の整備等.....	26
<b>第6章 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み</b> .....	<b>27</b>
1 障がい福祉サービス.....	27
2 地域生活支援事業.....	33
3 障がい児通所支援・障がい児相談支援等.....	40
4 障がい者の安心・安全の確保等に資するための取組.....	42

**第7章 計画の推進.....43**

- 1 PDCAサイクルによる評価と見直し .....43
- 2 計画におけるPDCAサイクル .....43
- 3 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供 .....44

## 第1章 計画策定の概要

### 1 計画の背景

障害者自立支援法は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現を目指し平成18年に施行されました。

その後、国においては様々な障害者制度改革が進められ、障害福祉サービス等の整備については、平成25年4月に障害者自立支援法を改正した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」が施行され、障害福祉サービスや地域生活支援事業に係る施策が推進されることとなりました。

平成28年5月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（「障害者総合支援法」「児童福祉法」の一部改正）が成立し、障害のある人の望む地域生活の支援や、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等を推進する方針が示されました。

また、平成30（2018）年度からは、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、障害福祉計画に加え、障害児福祉計画を策定することが新たに義務付けられました。

このたび、第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の期間が終了することから、国・県の動向、高原町におけるこれまでの計画の目標数値に対する進捗状況や、各年度における障がい福祉サービス利用の状況等を踏まえ、令和5年度を最終目標年次とした具体的な目標数値や各年度における障がい福祉サービス等の見込量を設定し、本町における障がい福祉施策の一層の充実を図るために第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画を策定するものです。

### 2 計画の根拠

この計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障がい児福祉計画」であり、本町の障がい福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を明らかにします。

#### 【根拠法令（抜粋）】

##### 障害者総合支援法（第88条第1項）

市町村は、基本指針に則して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

##### 児童福祉法（第33条の20）

市町村は、基本指針に則して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

### 3 計画の対象者

第6期障がい福祉計画の対象者は、「障害者総合支援法」で規定されている

1. 「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
2. 「知的障害者福祉法」にいう障害者のうち18歳以上である者
3. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者のことをいいます。

また、第2期障がい児福祉計画の対象者は、「児童福祉法」で規定されている

1. 身体に障害のある18歳未満である者
2. 知的障害のある18歳未満である者
3. 精神に障害のある18歳未満である者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含む。）
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳未満である者のことをいいます。

### 4 計画の期間

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
高原町障がい福祉計画	第5期 計画	第6期計画			第7期 計画
	見直し			見直し	
高原町障がい児福祉計画	第1期 計画	第2期計画			第3期 計画
	策定			見直し	

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

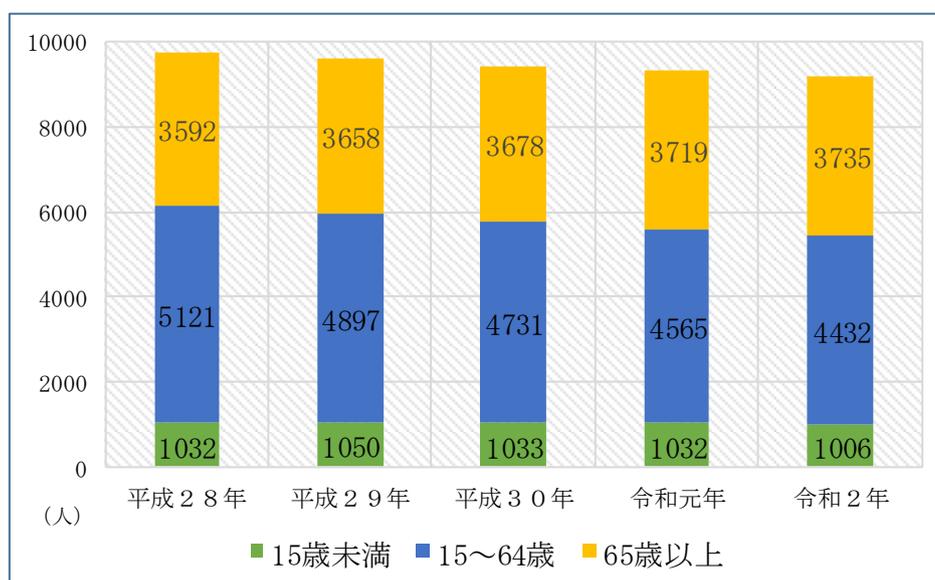
### 1 総人口の推移

本町の総人口は令和2年4月現在で9,173人となっており、65歳以上の高齢者人口は3,735人、総人口に占める割合は40.7%となっています。

平成28年と比較して、総人口は572人減少している一方、高齢者人口は143人増加しており、高齢化率も上昇傾向を示しています。

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
15歳未満	1,032	1,050	1,033	1,032	1,006
15～64歳	5,121	4,897	4,731	4,565	4,432
65歳以上	3,592	3,658	3,678	3,719	3,735
総人口	9,745	9,605	9,442	9,316	9,173
高齢化率	36.9%	38.1%	39.0%	39.9%	40.7%

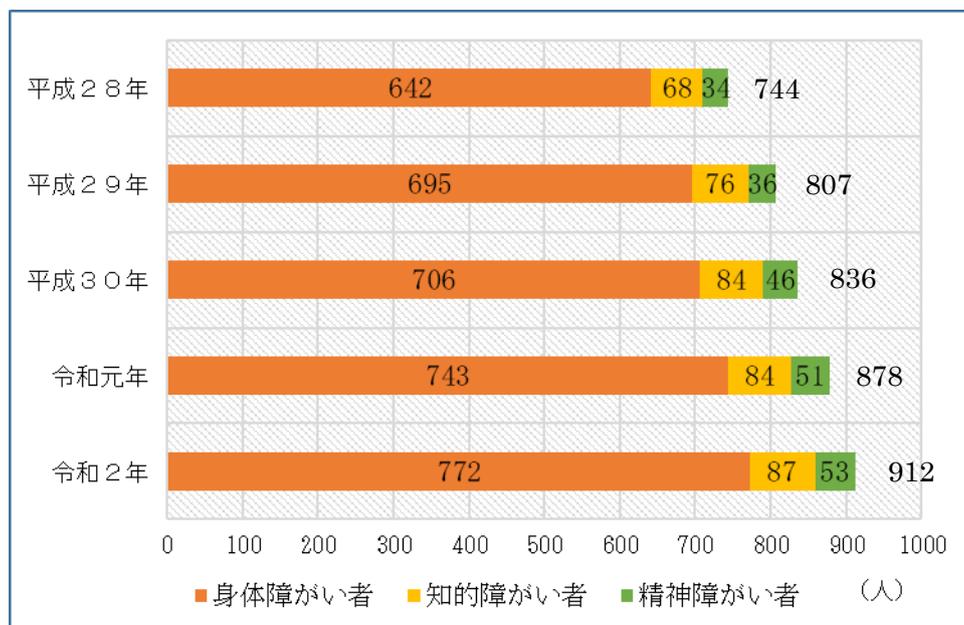
出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）



## 2 障がい者の状況

### (1) 障害者手帳所持者の状況

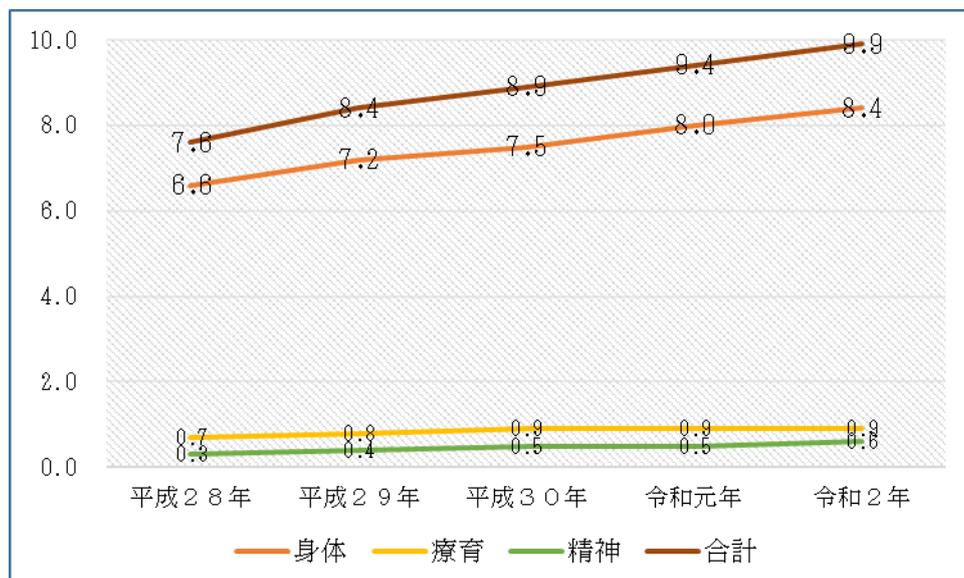
令和2年の障害者手帳所持者の総数は912人で、増加傾向で推移しています。また、身体障がい、知的障がい種別で増加傾向にあります。



出典：町民福祉課（各年4月1日現在）

### (2) 総人口に占める手帳所持者割合の推移

本町の総人口に占める手帳所持者の割合は、令和2年で9.9%（身体障害者手帳所持者割合8.4%、療育手帳所持者割合0.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者割合0.5%）となっています。



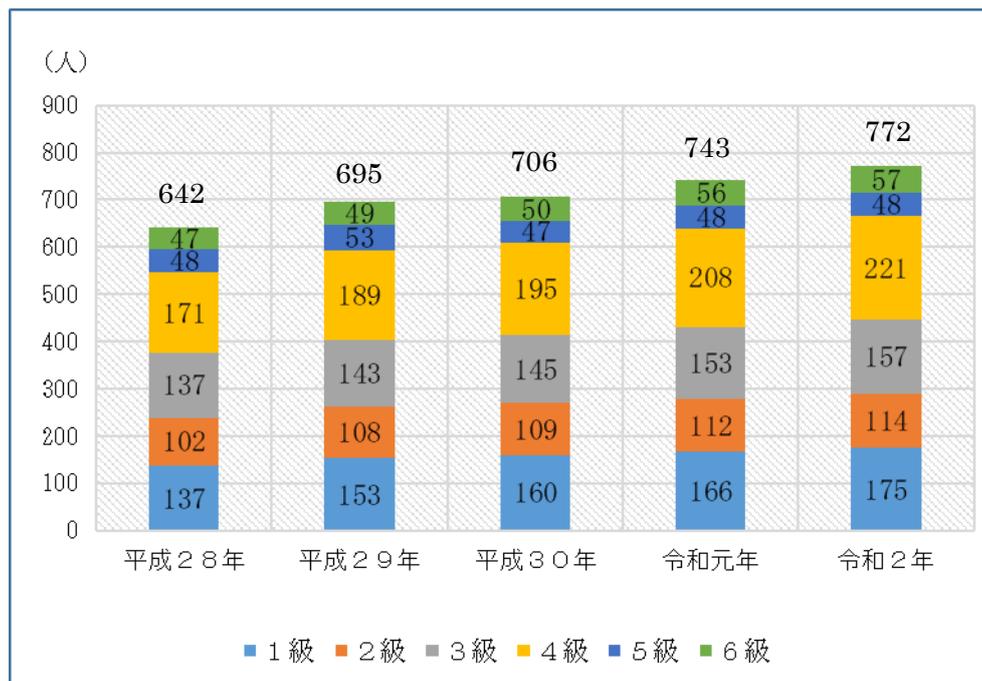
出典：町民福祉課（各年4月1日現在）

(3) 身体障害者手帳所持者の状況

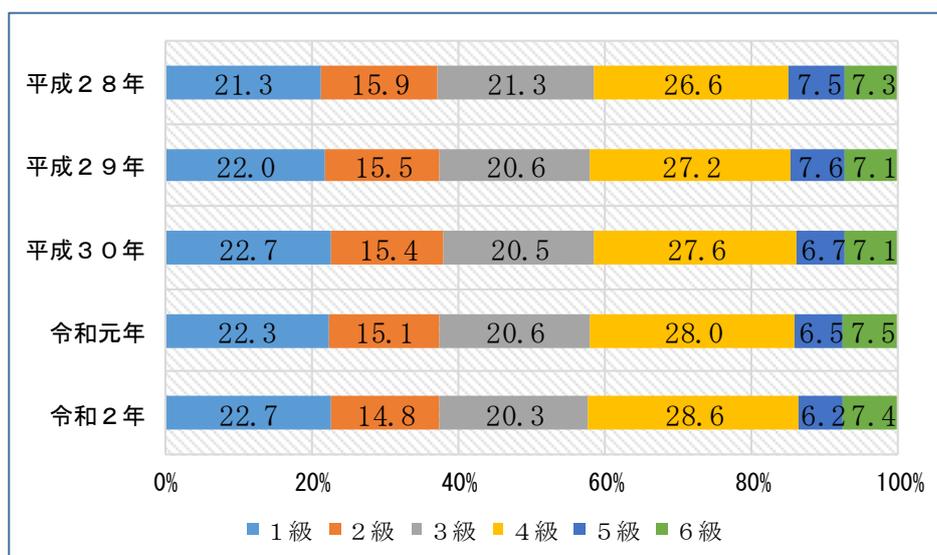
① 等級別の推移

本町の身体障害者手帳所持者は、令和2年で772人となっており、平成28年から令和2年で130人増加しています。

令和2年の等級別割合をみると、4級の割合が最も高く28.6%となっています。また、重度者（1級と2級の合計）の割合が37.5%を占めています。



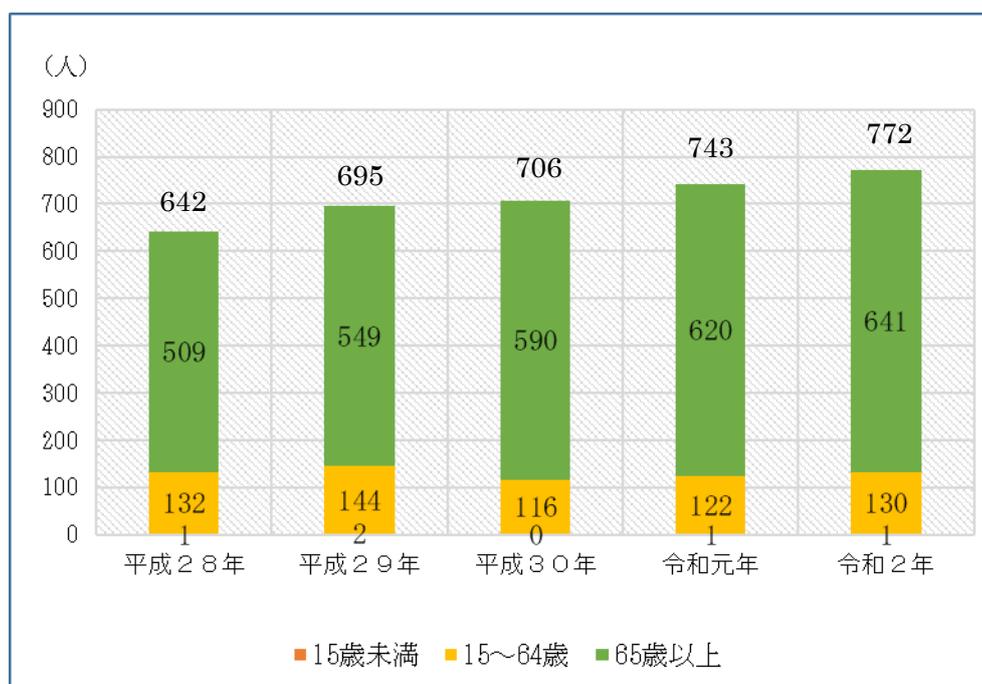
出典：町民福祉課（各年4月1日現在）



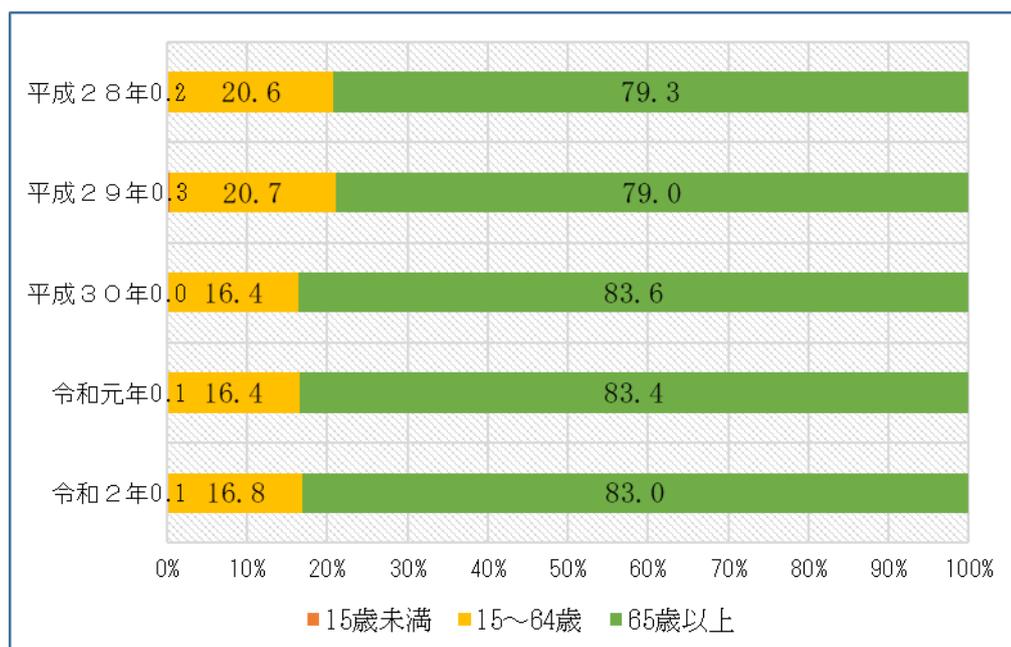
## ② 年齢階層別の推移

身体障害者手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、すべての年齢階層で所持者数は増加傾向にあります。

また、令和2年の年齢階層別構成割合をみると、65歳以上の高齢者の割合が約8割（83.0%）となっています。



出典：町民福祉課（各年4月1日現在）

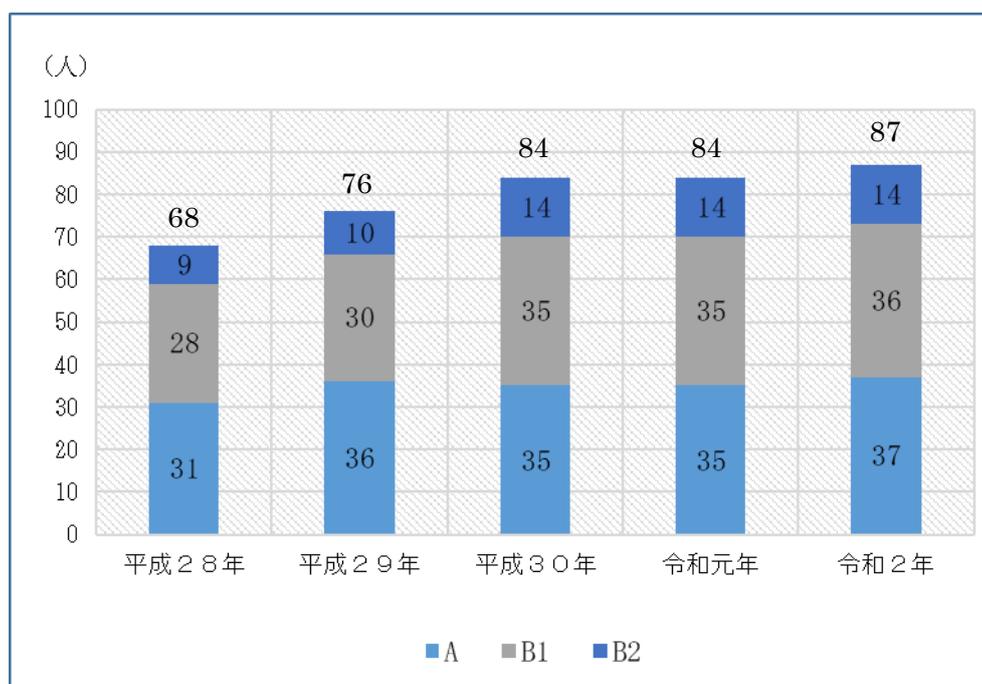


(4) 療育手帳所持者の状況

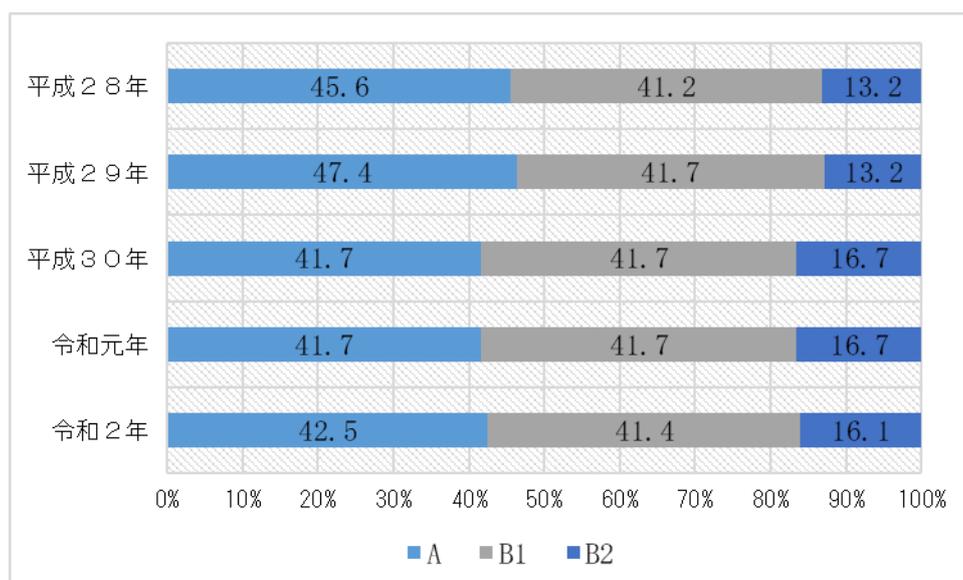
① 等級別の推移

本町の療育手帳所持者は、令和2年で87人となっており、平成28年から令和2年で19人増加しています。

令和2年の等級別割合をみると、重度者であるAが42.5%と最も多くなっています。



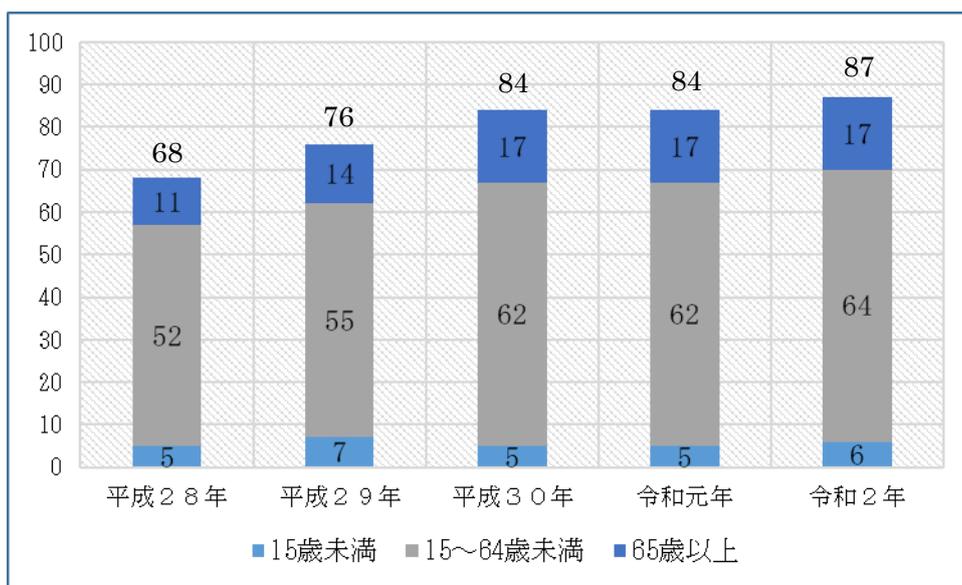
出典：町民福祉課（各年4月1日現在）



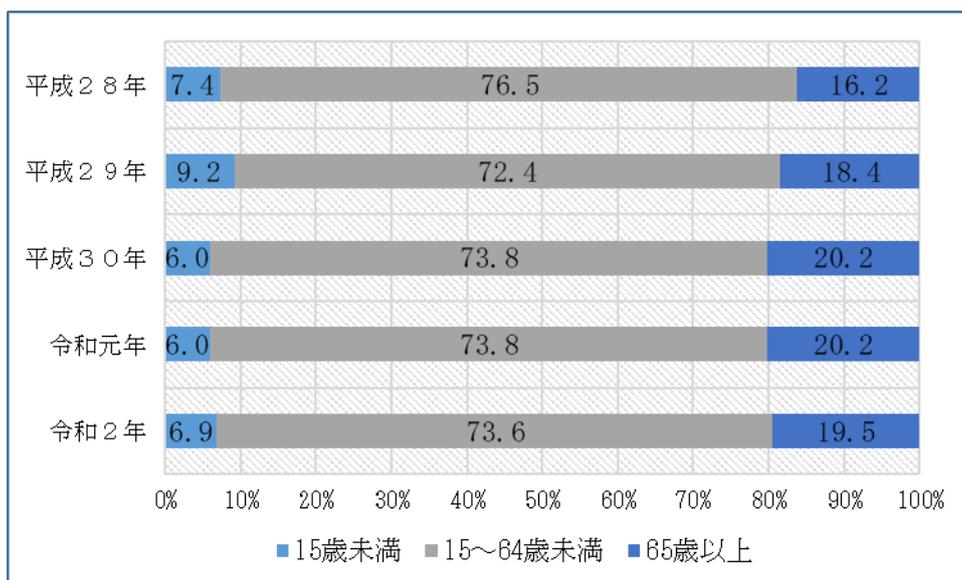
## ② 年齢階層別の推移

療育手帳所持者の状況を年齢階層別にみると、全ての年齢階層で手帳所持者が増加しています。

年齢階層別構成割合をみると、15～64歳未満の年齢階層の割合が年々上昇しており、令和2年は73.6%となっています。



出典：町民福祉課（各年4月1日現在）

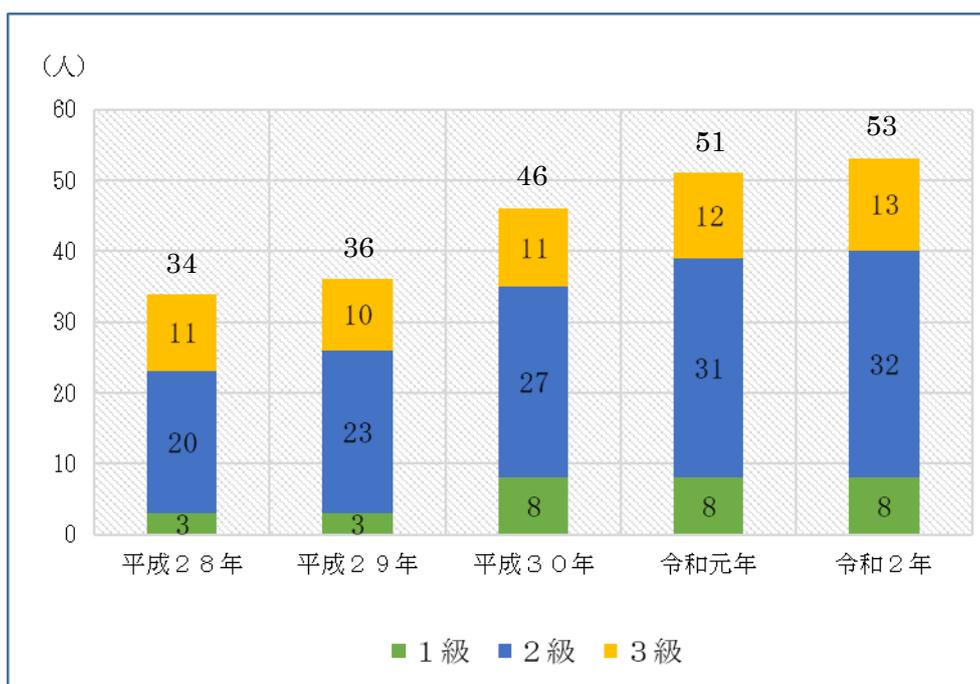


(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

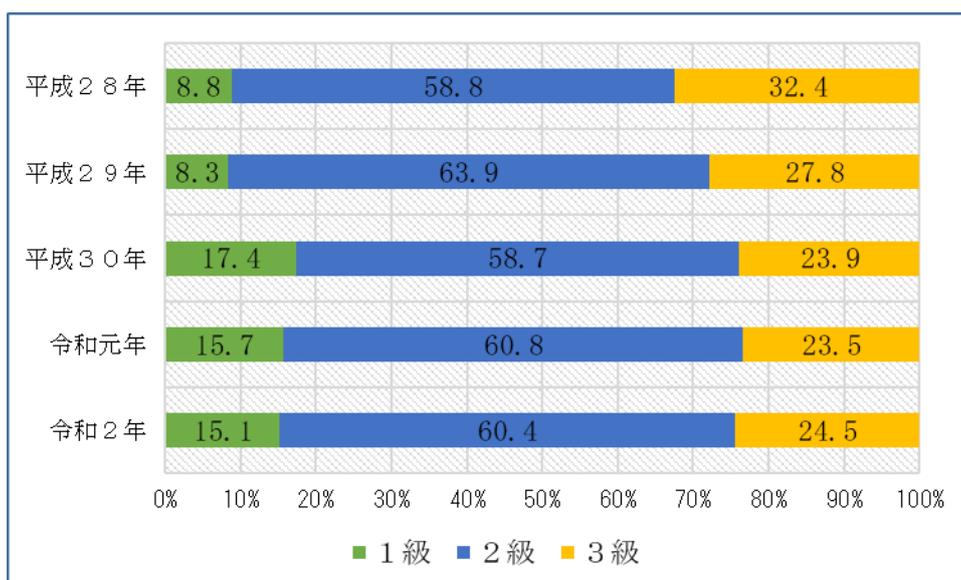
① 等級別の推移

本町の精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和2年で53人となっており、平成28年から令和2年で19人増加しています。

令和2年の等級別割合をみると、2級が60.4%と最も多くなっています。

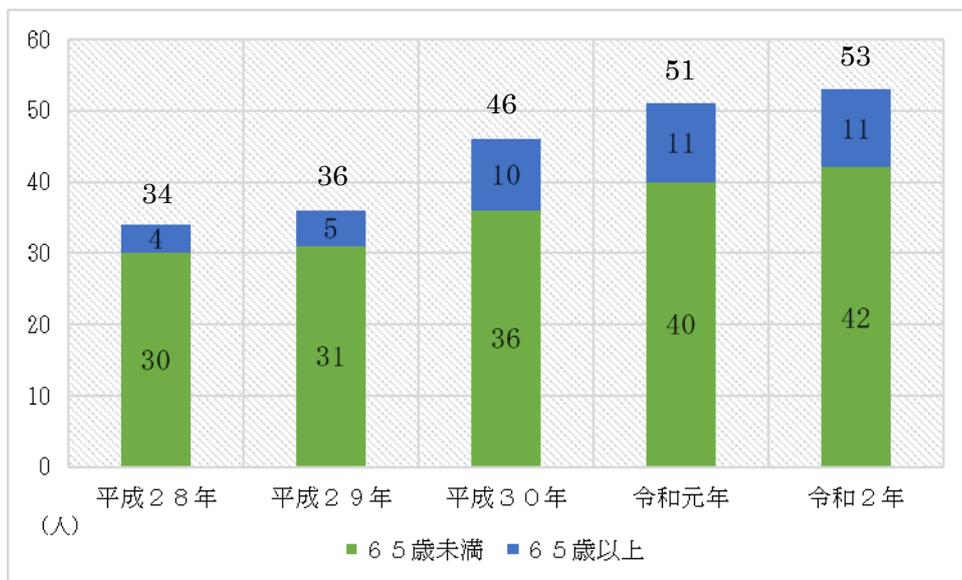


出典：町民福祉課（各年4月1日現在）

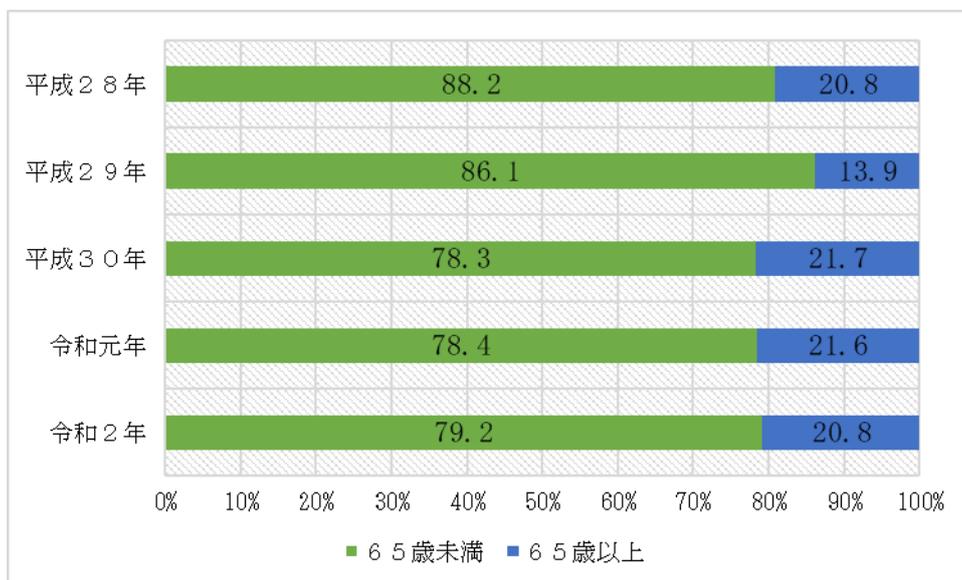


② 年齢階層別の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の令和2年の状況を年齢階層別にみると、65歳未満の階層の所持者数は42人、年齢階層別割合は79.2%、65歳以上の階層の所持者数は11人、年齢階層別割合は20.8%となっています。



出典：町民福祉課（各年4月1日現在）



## 第3章 第5期計画の実施状況

第5期障がい福祉計画において定めた4つの成果目標、及び各活動指標の実施状況と達成に向けた取組、その評価と今後の方向性については以下のとおりです。

### 1 成果目標の実施状況

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

「地域生活移行者数」、「施設入所者削減数」ともに目標達成は困難な状況です。

障がい者の高齢化、重度化が進む中で、地域生活への移行を希望する施設入所者が少ないことが要因となっています。

第5期計画目標	第5期計画実績		
	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度
<b>【地域生活への移行】</b> 令和2年度末までに、平成28年度末時点の施設入所者（24人）のうち1人が地域生活へ移行する。	0人	0人	0人
<b>【施設入所者の削減】</b> 令和2年度末の施設入所者が、平成28年度末時点の施設入所者（24人）から1人削減し、23人とする。	21人	19人	18人

※ 令和2年度はR3.2月末現在の実績

#### (2) 福祉施設から一般就労への移行

目標達成は困難な状況です。福祉施設利用者の多くは、一般就労に向けた訓練ではなく福祉的就労を目的とした方が多数であったため、一般就労に結びつかなかったと考えられます。

第5期計画目標	第5期計画実績		
	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度
<b>【福祉施設から一般就労への移行】</b> 令和2年度中に一般就労への移行者数を1人とする。	0人	0人	0人

※ 令和2年度はR3.2月末現在の実績

**(3) 就労移行支援事業の利用者数**

平成30年度、令和元年度ともに目標（2人）を超える利用がありました。令和2年度は1人の利用となっています。

第5期計画目標	第5期計画実績		
	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度
<b>【就労移行支援事業の利用者数】</b> 令和2年度末における就労移行支援事業利用者数を、平成28年度末時点の利用者数（6人）から2人増加し8人とする。	7人	2人	1人

※ 令和2年度はR3.2月末現在の実績

**(4) 地域生活支援拠点等の整備**

令和2年度末までの地域生活支援拠点の整備には至りませんでした。地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを西諸圏域で令和3年度までに設置し、整備を図ります。

第5期計画目標	第5期計画実績		
	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度
<b>【地域生活支援拠点等の整備】</b> 令和2年度までに、町または圏域に1か所整備する。	0か所	0か所	0か所

※ 令和2年度はR3.2月末現在の実績

## 2 活動指標の状況

活動指標は、その進捗状況について定期的に状況確認を行うべき指標として定めているもので、(1) 障がい福祉サービス、(2) 障がい児通所支援・障がい児相談支援事業の実施状況は以下のとおりです。

### (1) 障がい福祉サービス

#### ① 訪問系サービス

種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	計画	12人	12人	12人
重度訪問介護		349時間	349時間	349時間
行動援護	実績	12人	11人	14人
重度障害者等包括支援		320時間	322時間	332時間
同行援護				

※ 「時間」とは、1か月あたりのサービス提供時間総数

※ 「人」とは、1か月あたりの利用人数

※ 令和2年度はR3.2月末現在の実績

#### ② 日中活動系サービス

種類		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
生活介護	計画	39人	800人日分	38人	779人日分	37人	758人日分
	実績	41人	773人日分	38人	714人日分	42人	751人日分
自立訓練（機能訓練）	計画	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
	実績	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
自立訓練（生活訓練）	計画	3人	60人日分	3人	60人日分	3人	60人日分
	実績	7人	94人日分	11人	153人日分	13人	120人日分
就労移行支援	計画	7人	142人日分	7人	142人日分	7人	142人日分
	実績	7人	54人日分	2人	35人日分	1人	20人日分
就労継続支援（A型）	計画	2人	46人日分	2人	46人日分	2人	46人日分
	実績	2人	31人日分	1人	20人日分	1人	19人日分
就労継続支援（B型）	計画	25人	450人日分	25人	450人日分	25人	450人日分
	実績	25人	337人日分	26人	408人日分	33人	500人日分
療養介護	計画	3人		3人		3人	
	実績	3人		2人		4人	
短期入所	計画	4人	13人日分	4人	13人日分	4人	13人日分
	実績	6人	18人日分	3人	18人日分	4人	8人日分

※ 「人日分」とは、1か月あたりの総利用日数

※ 「人」とは、1か月あたりの利用人数

※ 令和2年度はR3.2月末現在の実績

③ 居住系サービス

種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
共同生活援助	計画	11人	11人	11人
	実績	15人	16人	20人
施設入所支援	計画	24人	24人	23人
	実績	21人	19人	18人

※ 「人」とは、1か月あたりの利用人数

※ 令和2年度はR3.2月末現在の実績

④ 相談支援

種類		平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	計画	11人	12人	13人
	実績	6人	7人	8人
地域移行支援	計画	0人	0人	1人
	実績	0人	0人	0人
地域定着支援	計画	0人	0人	1人
	実績	0人	0人	0人

※ 「人」とは、1か月あたりの利用人数

※ 令和2年度はR3.2月末現在の実績

(2) 障がい児通所支援・障がい児相談支援事業

種類		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
児童発達支援	計画	15人	165人日分	16人	176人日分	17人	187人日分
	実績	22人	80人日分	20人	80人日分	18人	51人日分
放課後等デイサービス	計画	8人	104人日分	9人	117人日分	10人	130人日分
	実績	12人	115人日分	15人	199人日分	18人	221人日分
医療型児童発達支援	計画	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
	実績	0人	0人日分	0人	0人日分	0人	0人日分
保育所等訪問支援	計画	5人	5人日分	6人	6人日分	7人	7人日分
	実績	9人	3人日分	9人	4人日分	17人	6人日分
障がい児相談支援	計画	5人		6人		7人	
	実績	3人		3人		4人	

※ 「人日分」とは、1か月あたりの総利用日数

※ 「人」とは、1か月あたりの利用人数

※ 令和2年度はR3.2月末現在の実績

## 第4章 基本的理念等

### 1 基本的理念

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本的理念とします。

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの均てん化を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障がい福祉サービスの活用を促します。

#### (3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障がい福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

#### (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

**(6) 障がい福祉人材の確保**

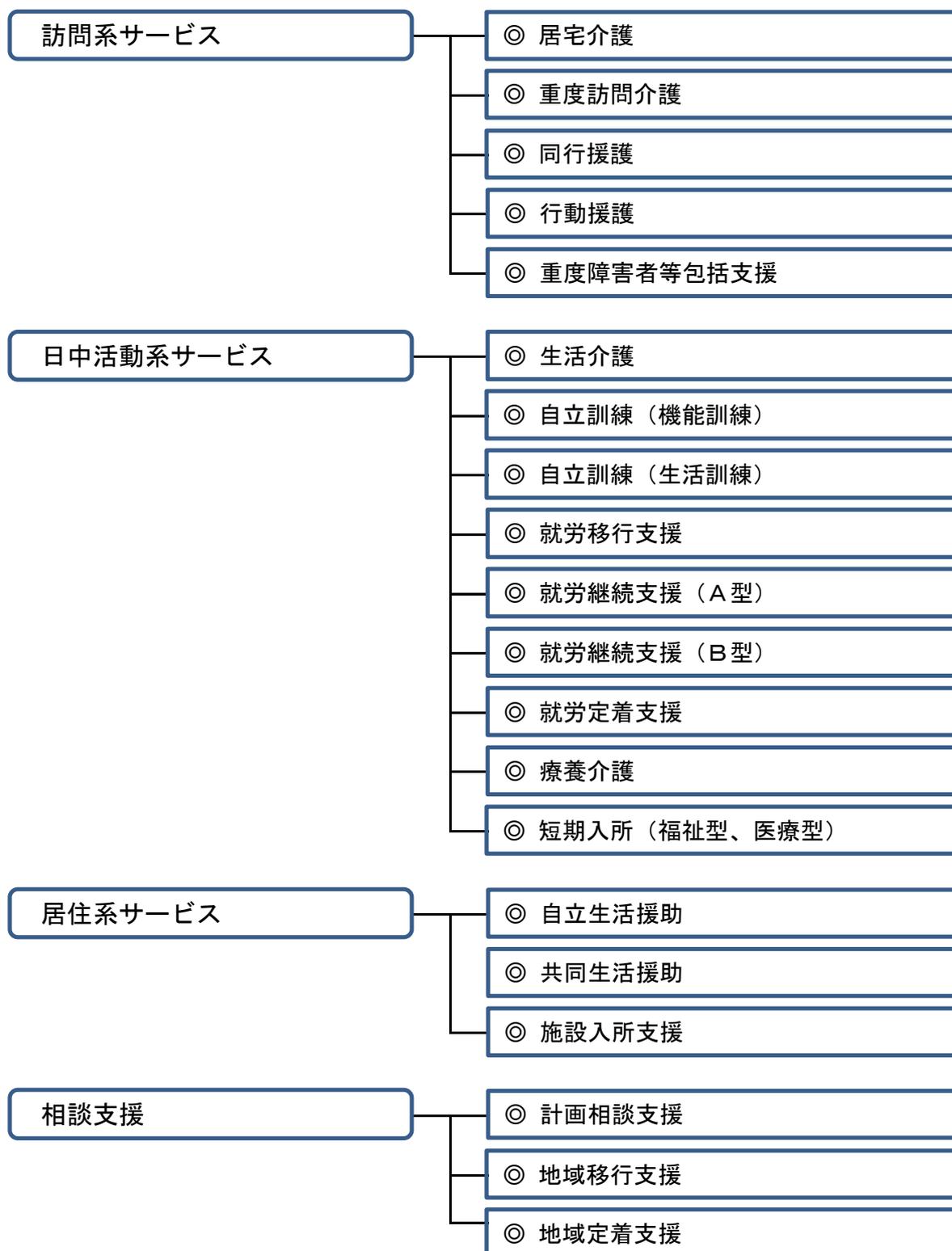
障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業をじっししていくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があり、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であること等の積極的な周知・広報の協力に取り組みます。

**(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組**

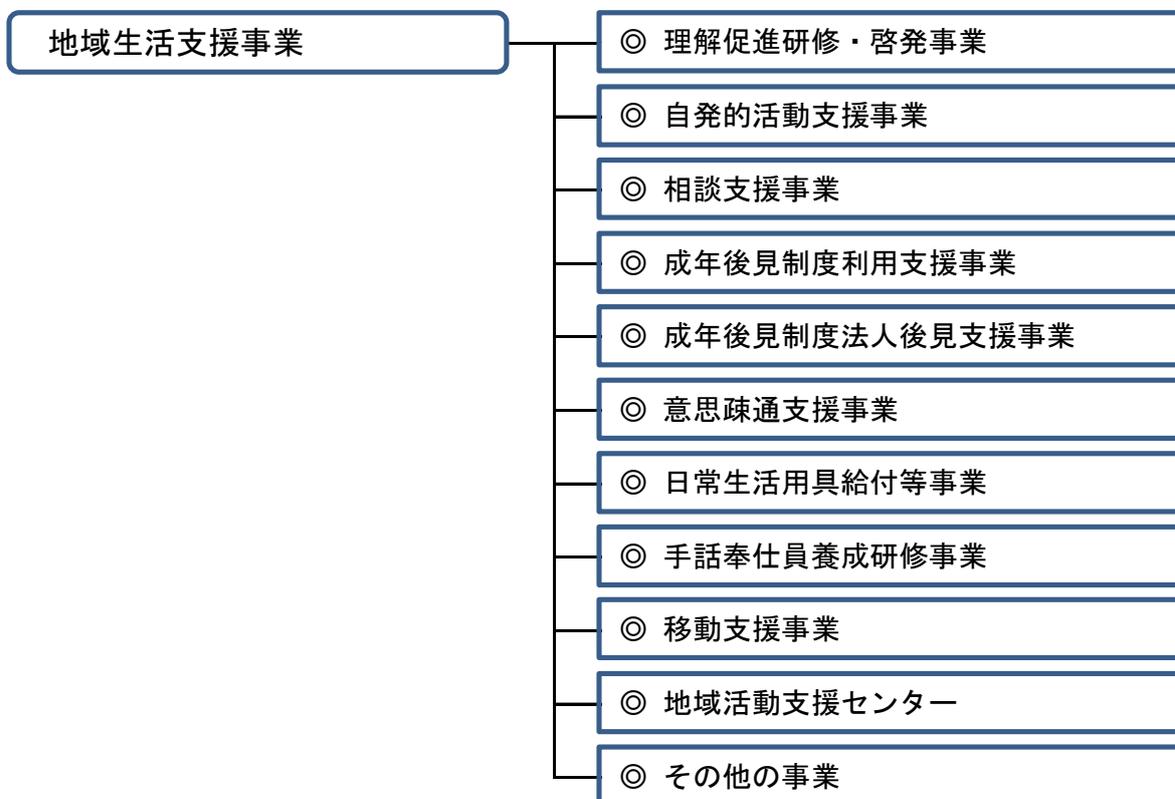
障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援すべきであり、障がいのある人が多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

## 2 事業の全体像

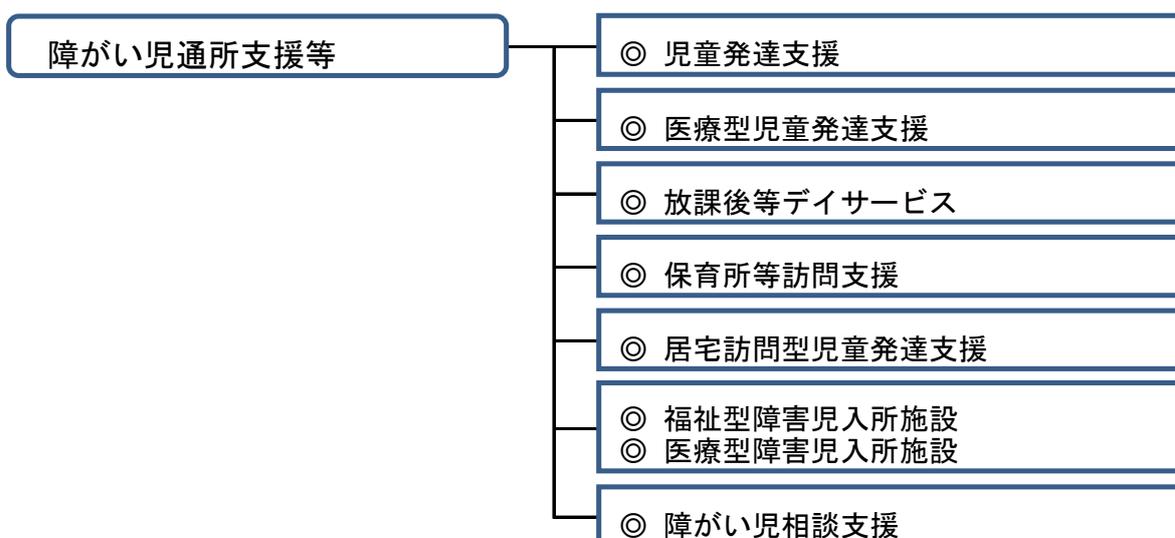
### (1) 自立支援給付（障害者総合支援法）



(2) 地域生活支援事業（障害者総合支援法）



(3) 障がい児通所支援・障がい児相談支援（児童福祉法）



### 3 サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

#### (1) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障がい福祉計画」および「障がい児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障がい福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
- 4 福祉施設から一般就労への移行等

#### (2) 相談支援

障がい者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を下記の点に配慮し、図っていきます。

- 1 相談支援体制の構築（基幹相談支援センターの設置）
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援
- 4 協議会の設置等

#### (3) 障がい児の支援

障がい児については、保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児およびその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を下記の点に配慮し、進めていきます。

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保



## 第5章 障がい福祉サービス等の提供体制に係る目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和元年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

#### 国の基本指針

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

#### 目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、6%以上（2人以上）を地域生活に移行することを基本として目標を設定する。本計画では、本町の実情を考慮し、地域生活移行人数を3人と推計する。

また、国の基本指針に基づいて、施設入所者の1.6%以上（1人以上）を削減することを基本として目標を設定する。本計画では、本町の実情を考慮し、削減数を1人と推計する。

項目	人数	考え方
施設入所者	18人	令和元年度末の施設入所者
目標年度の地域移行者	2人 11.1%	施設入所からグループホーム等への移行見込み
目標年度の施設入所者	17人	令和5年度末の施設入所者
削減見込み	1人 5.6%	

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定します。

### 国の基本指針

精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を令和5年度に316日以上とすることを基本とする。また、入院後3か月時点の退院率については69%以上とし、入院後6か月時点の退院率については86%以上とし、入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

### 目標設定の考え方

令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を西諸圏域にて共同設置の方向で検討を行う。

## 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに町又は圏域に少なくとも1つを整備することを基本とします。

### 国の基本指針

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

### 目標設定の考え方

令和5年度末までに、西諸圏域に1か所整備する。

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じて、一般就労に移行する人の目標値を設定します。また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数の目標値を設定します。

### 国の基本指針

令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る意向者数の目標値を定める。

就労定着支援事業の利用者数については、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。また、就労定着支援の就労定着率は、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

### 目標設定の考え方

国の基本指針に基づいて、令和5年度中に一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上（1人）、併せて、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型のそれぞれに係る移行者数の目標値を下記のとおり推計する。

また、一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数を7割以上の目標値とする。

項目	【実績値】 令和元年度	【目標値】 令和5年度	考え方
福祉施設からの 一般就労移行者数	0人	1人	令和元年度の実績の1.27以上
就労移行支援事業からの 一般就労移行者	0人	1人	令和元年度の実績の1.30以上
就労継続支援A型事業からの 一般就労移行者数	0人	1人	令和元年度の実績の1.26以上
就労継続支援B型事業からの 一般就労移行者数	0人	1人	令和元年度の実績の1.23以上
一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者数	0人	1人	一般就労移行者数のうち7割の利用者数

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、町または圏域において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

#### 国の基本指針

令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村及び圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築することを基本とする。

#### 目標設定の考え方

本町対象者が対応可能な児童発達支援センターが西諸圏域に2か所設置されている。また、保育所等訪問支援についても実施済み。

### (2) 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重度心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を町又は圏域で少なくとも1か所以上確保することを基本とします。

#### 国の基本指針

令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村及び圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

#### 目標設定の考え方

本町対象者が対応可能な重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が西諸圏域に1か所設置されており、国の基本方針に達している。

### (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児が心身の状況に応じた適切な支援を受けられるように、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

#### 国の基本指針

令和5年度末までに、各都道府県、各圏域および各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

#### 目標設定の考え方

西諸圏域の市町と今後協議・検討を行い、令和5年度末までに保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を西諸圏域に設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

## 6 相談支援体制の充実・強化等

重度の障がいのある人等が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

#### 国の基本指針

令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

#### 目標設定の考え方

令和5年度末までに、基幹相談支援センターを西諸圏域に1か所設置する。

## 7 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障がい福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中で、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等の提供を行うことが重要である。そのため、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とします。

### 国の基本指針

令和5年度末までに、障がい福祉サービス等に係る各種研修への市町村職員の参加人数の見込を設定するなど、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

### 目標設定の考え方

障がい福祉サービス等に係る研修の活用を図り、また、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果や県による指導監査結果を西諸圏域で情報共有できるよう、体制の構築に取り組む。

## 第6章 障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児を対象とした障がい児通所支援等事業について、サービス及び事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

注) 各サービスの令和2年度の実績は、令和3年2月現在の数値となっています。

### 1 障がい福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

##### ① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	・ 障害支援区分が区分1以上 (児童の場合はこれに相当する心身の状態)である人	ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	・ 重度の肢体不自由または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する人	重度の肢体不自由または重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
行動援護	・ 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人等であって常時介護を要する人 (障害支援区分3以上)	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
同行援護	・ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆・代読含む)や移動の援護、排せつ・食事等の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	・ 常時介護を要する人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人	常に介護を必要とする人のなかでも、特に介護の必要度が高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

② サービス利用実績・見込み

第5期までの利用実績や障がい者の人数の推移等を踏まえ、サービス見込量を設定します。

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	14人 332時間	14人 332時間	14人 332時間
重度訪問介護			
行動援護			
重度障害者等包括支援			
同行援護			

※ 「時間」とは、1か月あたりのサービス提供時間総数

※ 「人」とは、1か月あたりの利用人数

(2) 日中活動系サービス

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	・ 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	・ 地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人、または難病を患っている人	身体障がいのある人または難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	・ 地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人	知的障がいまたは精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障がい福祉サービス事業所または障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。
就労移行支援	・ 就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。

サービス名	主な対象者	サービス内容
就労継続支援 A 型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の人</li> </ul>	<p>企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行います。</p>
就労継続支援 B 型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人</li> </ul>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。</p>
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人</li> </ul>	<p>一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供するサービスです。</p>
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で次に該当する人</li> <li>(1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分 6 の人</li> <li>(2) 筋ジストロフィー患者または重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分 5 以上の人</li> </ul>	<p>病院において医療的ケアを必要とする障がい者のうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。</p>
短期入所（福祉型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害支援区分が区分 1 以上である人</li> <li>・ 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分 1 以上に該当する児童</li> </ul>	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。</p>
短期入所（医療型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遷延性意識障がい児・障がい者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等</li> </ul>	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。</p>

② サービス利用実績・見込み

第5期までの利用実績や利用者数、新たなサービス利用者数等を勘案し、生活介護、就労継続支援B型施設等、日中活動の場の見込量を設定します。

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	42人	43人	44人
	820人日分	841人日分	861人日分
自立訓練（機能訓練）	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分
自立訓練（生活訓練）	14人	14人	14人
	180人日分	180人日分	180人日分
就労移行支援	3人	3人	3人
	66人日分	66人日分	66人日分
就労継続支援（A型）	2人	2人	2人
	46人日分	46人日分	46人日分
就労継続支援（B型）	33人	34人	35人
	608人日分	627人日分	646人日分
就労定着支援	1人	1人	1人
療養介護	4人	4人	4人
短期入所（福祉型）	4人	4人	4人
	28人日分	28人日分	28人日分
短期入所（医療型）	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分

※ 「人日分」とは、1か月あたりの総利用日数

※ 「人」とは、1か月あたりの利用人数

(3) 居住系サービス

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	・ 障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等	定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	・ 障がい者（身体障がいのある人にとっては、65歳未満の人または65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	・ 生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ・ 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

② サービス利用実績・見込み

第5期までの利用実績及び利用者数、障がい者の人数の推移等を基に、グループホームの利用希望や精神科病院等からの地域生活への移行を勘案して、見込量を設定します。

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	1人	1人	1人
共同生活援助	20人	21人	22人
施設入所支援	18人	18人	17人

※ 「人」とは、1か月あたりの利用人数

(4) 相談支援

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者</li> <li>障がい福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者</li> </ul>	<p>サービス利用支援は、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>
地域移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者</li> <li>精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者</li> </ul>	<p>住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</p>
地域定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者</li> </ul>	<p>対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。</p>

② サービス利用実績・見込み

サービス利用状況や地域生活への移行ニーズ、障がい者の人数の推移等を勘案して見込量を設定します。

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	9人	10人	11人
地域移行支援	0人	0人	1人
地域定着支援	0人	0人	1人

※ 「人」とは、1か月あたりの利用人数

## 2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者の能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、すべての人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

相談支援事業、意思疎通支援事業等の事業で、利用者の利用状態等を勘案して事業を推進します。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

#### 【理解促進研修・啓発事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	無	無	無	無	有

### (2) 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

#### 【自発的活動支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	無	無	無	無	有

(3) 相談支援事業

① 障害者相談支援事業

障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障がい福祉サービスの利用支援などを行います。また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行います。

【障害者相談支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数	か所	1	1	1	1	1	1

【基幹相談支援センター 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置の有無	-	無	無	無	有	有	有

② 相談支援機能強化事業

町における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

【相談支援機能強化事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	無	無	無	無	有

③ 住居入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【住居入居等支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	無	無	無	無	有

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスを利用しまたは利用しようとする知的障がい者または精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。

【成年後見制度利用支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人/年	1	1	1	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【成年後見制度法人後見支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	無	無	無	無	有

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。

【手話通訳者・要約筆記者派遣事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人/年	0	0	0	1	1	1

【手話通訳者設置事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	か所	0	0	0	0	0	1

(7) 日常生活用具給付事業

特殊寝台や特殊マットなどの「介護・訓練支援用具」、入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置などの「自立生活支援用具」、電気式たん吸引器や盲人用体温計などの「在宅療養等支援用具」、点字器や人工咽頭などの「情報・意思疎通支援用具」、ストマ装具などの「排せつ管理支援用具」、小規模な住宅改修を伴う「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の日常生活支援用具を給付します。

【日常生活用具給付事業 実績と見込み】

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	5	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	2	1	6	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	1	1	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	1	1	2	1	1	1
排せつ管理支援用具	件/年	324	324	356	340	352	364
居宅生活動作補助用具	件/年	0	0	1	1	1	1

**(8) 手話奉仕員養成研修事業**

聴覚障がい者との交流活動の促進、町の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

**【手話奉仕員養成研修事業 見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数	人/年	0	0	0	2	2	2

**(9) 移動支援事業**

屋外での移動に著しい制限のある人、あるいは一人での外出に困難がある人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

**【移動支援事業 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/年	6	3	1	3	3	3
延べ利用時間	時間/月	77	61	12	100	100	100

(10) 地域活動支援センター事業

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とします。

① 地域活動支援センター事業Ⅰ型

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

【地域活動支援センター事業Ⅰ型 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	1	1	1	2	2	2

② 地域活動支援センター事業Ⅱ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

【地域活動支援センター事業Ⅱ型 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	7	7	5	5	5	5

③ 地域活動支援センター事業Ⅲ型

概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が行われている地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業です。

【地域活動支援センター事業Ⅲ型 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	か所	1	1	1	1	1	1
実利用者数	人/月	8	7	5	5	5	5

(11) その他の地域生活支援事業

① 日中一時支援事業

介護者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、障がい者を一時的に施設で預かり、必要な保護を行うショートステイを実施します。

【日中一時支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	か所	2	2	2	4	4	4
実利用者数	人/年	2	2	3	4	4	4

② 自動車運転免許取得事業

身体障がい者本人が免許を取得するために要した費用の一部を助成します。

【自動車運転免許取得事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用件数	件/年	0	1	0	1	1	1

③ 自動車改造助成事業

身体障がい者が就労等に伴い、自ら所有する自動車を改造する際に要する経費の一部を助成します。

【自動車改造助成事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用件数	件/年	0	0	0	1	1	1

### 3 障がい児通所支援・障がい児相談支援等

#### ① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	・発達に不安のある幼児、児童	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型 児童発達支援	・発達に不安のある幼児、児童で、医療的支援が必要な人	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	・発達に不安のある児童、生徒	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	・保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う発達に不安のある幼児、児童	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における発達に不安のある幼児、児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	・重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障がい児相談支援	・障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を利用するすべての発達に不安のある幼児、児童、生徒	障がい児支援利用援助は、障がい児通所給付費の申請にかかる発達に不安のある幼児、児童、生徒の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は、障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。

② サービス利用実績・見込み

第1期の利用実績、障がい児の人数の推移等を基に、今後の利用者数を勘案して見込量を設定します。

種類	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	18人	19人	20人
	120人日分	128人日分	136人日分
医療型児童発達支援	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分
放課後等デイサービス	18人	19人	20人
	225人日分	240人日分	255人日分
保育所等訪問支援	18人	18人	18人
	8人日分	8人日分	8人日分
居宅訪問型児童発達支援	0人	0人	0人
	0人日分	0人日分	0人日分
障がい児相談支援	6人	7人	8人
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0人配置	0人配置	1人配置

※ 「人日分」とは、1か月あたりの総利用日数

※ 「人」とは、1か月あたりの利用人数

## 4 障がい者の安心・安全の確保等に資するための取組

### (1) 障がい者等に対する虐待の防止

障がい者虐待の防止対策の推進を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対する、虐待の早期発見及び虐待と疑われる事案を発見した場合に速やかに通報を行うなどの意識の啓発を図ります。

### (2) 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

芸術文化活動に取り組む障がい者や指導者・支援団体等の活動を、様々な方法でサポートし、障がい者の自立と社会参加意欲の向上に努めます。

### (3) 障がいを理由とする差別の解消の促進

障がい及び障がい者への理解を深めるための広報、啓発活動を推進するとともに、障がい者及びその家族等からの障がいを理由とする差別に関する相談体制の充実を図ります。

### (4) 施設等における防犯・防災対策の強化・充実

障がい福祉事業所等を対象に、地域共生社会の考え方に基づき、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築するよう促すとともに、施設等の防犯・防災対策の強化・充実へつながる有効な取組等について情報提供等を行います。

## 第7章 計画の推進

### 1 PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCAサイクル）とされています。

「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

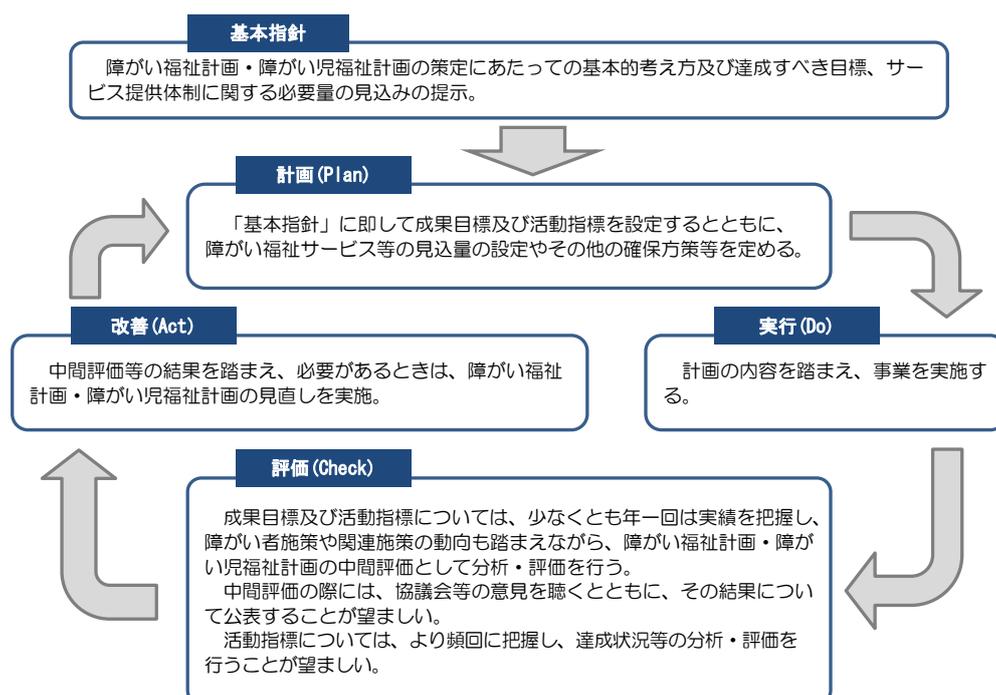
### 2 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、障がい福祉計画、障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスは、以下の通りとします。

○成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

○中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

#### 【障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】

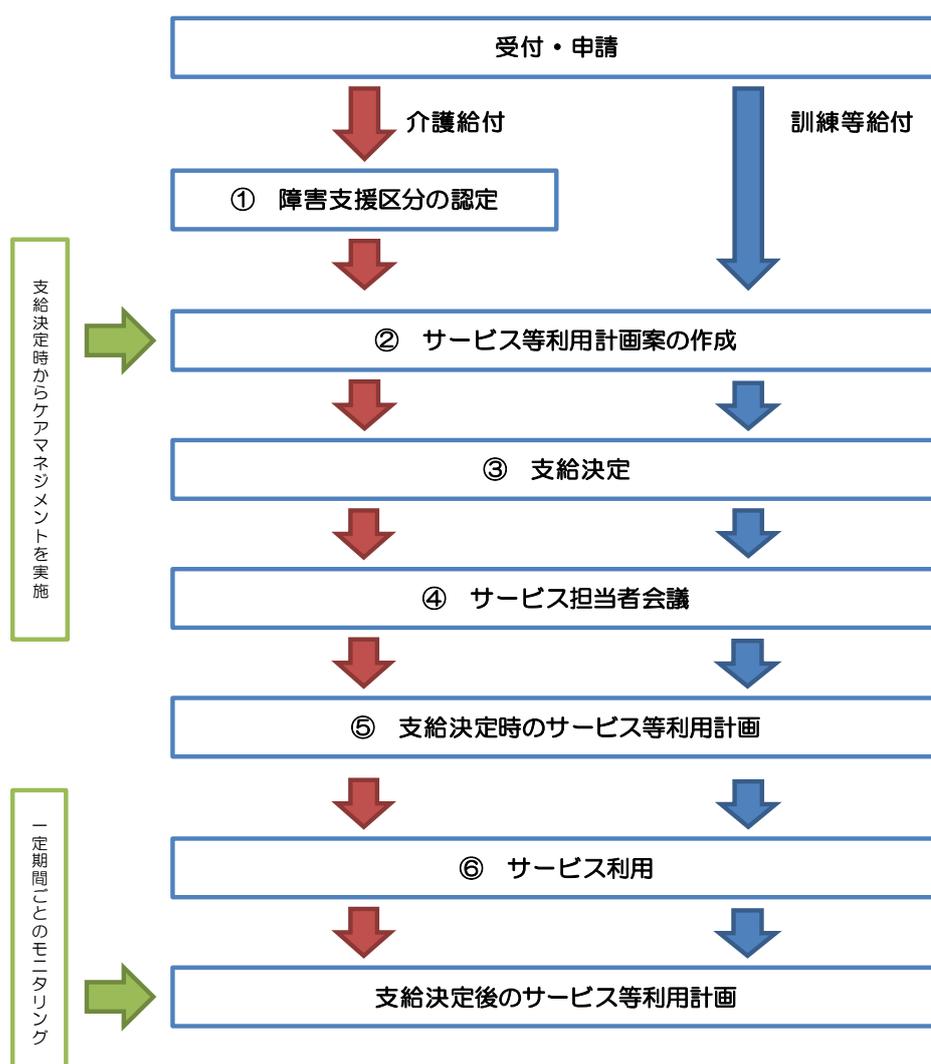


### 3 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供

#### (1) サービス利用までの流れ

- ①サービスの利用を希望する人は、町の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- ②町は、サービスの利用の申請をした人（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。  
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、町に提出します。
- ③町は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- ④「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- ⑤サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- ⑥サービス利用が開始されます。

#### 【支給決定プロセス】



**(2) サービスの質の確保**

各種関係機関と連携をとりながら、質の高いサービスが確保され、提供できる体制づくりを推進します。

**(3) 苦情処理システムの確立**

福祉サービスに関する利用者等からの苦情には、町の窓口で対応していきます。

また、障がい者は、町が決定した障害支援区分の認定や支給決定に不服のある場合、県に設置された不服審査会に審査請求できることになっています。

**(4) 障害者総合支援法等に基づく制度についての幅広い広報**

町民に対して、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく制度についての十分な広報を行うとともに、各種サービスについても理解を深めてもらうように努めます。

**(5) 情報ネットワークの構築**

地域住民の健康と生活の支援のためには、保健・医療・福祉の各分野の情報を統括、提供できる体制づくりが必要です。このため、行政と各関係機関及び町民が情報共有を図ります。

**(6) 人材の確保**

質の良いサービスを中長期的に安定して供給していくために、相談支援事業従事者等の資質の向上、NPOやボランティア団体等の育成及び支援に努めます。

---

高原町第 6 期障がい福祉計画  
高原町第 2 期障がい児福祉計画

---

令和 3 年 3 月

発行・編集

高原町 町民福祉課

〒889-4492 宮崎県西諸県郡高原町大字西麓 899 番地

T E L 0984-42-1067 F A X 0984-42-4623

---